

## 第 6 7 号議案

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

会計年度任用職員制度の創設に伴い規定を整備するとともに、臨時的任用職員に係る年次有給休暇等について定める必要がある。

## 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第15条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

第19条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的に任用される職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。